



# 生活環境

## ごみ

市役所廃棄物対策課 ☎22-0666（上田クリーンセンター内）

◆各地域自治センター ☎丸子 市民サービス課 ☎42-1054 / ☎真田 市民サービス課 ☎72-0154

☎武石 市民サービス課 ☎85-2312

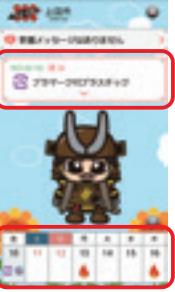
### ごみの出し方

下表は、主なごみの出し方をまとめたものです。詳しくは、ごみ分別アプリ「さんあ～る」や、パンフレット「ごみの出し方」、「ごみの分別帳」、「ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

ごみの種類	ごみを出す場所	ごみの出し方
燃やせるごみ ■マーク付きプラスチックごみ 燃やせないごみ	ごみ集積所	指定のごみ袋で出してください。 指定袋は市内の小売店で販売しています。 指定袋に入らないごみは、ごみ集積所には出せません。
燃やせる粗大ごみ	上田クリーンセンター 丸子クリーンセンター	ごみ集積所には出せません。 上田地域・真田地域にお住いの方は上田クリーンセンターに 丸子地域・武石地域にお住いの方は丸子クリーンセンターに 持ち込んでください。 なお、ごみの大きさ、量により受入れできない場合があります。 有料での処分になります。
燃やせない粗大ごみ	廃棄物処理業者削除	ごみ集積所には出せません。 廃棄物処理業者に依頼してください。 有料での処分になります。
びん、缶、ペットボトル、紙類、 布類、有害ごみ、危険ごみ	資源物回収所	それぞれの出し方に従って出してください。各自治会等で資源物回収を行っています。 都合により自治会等の資源物回収に出せない場合は、Wiークエンドリサイクルをご利用ください。Wiークエンドリサイクルは、毎月第1～第4土曜日の午前10時から正午にスーパー等の駐車場で行っています。詳しくは、ごみ分別アプリ「さんあ～る」もしくは「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

### ごみ分別アプリ「さんあ～る」でごみ出しカレンダーとごみの出し方を確認できます！

当日や翌日の出せるごみを確認！



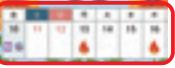
収集日を任意の時間に通知！

アプリのダウンロードはこちら




Android      iOS

先の予定はカレンダーで確認！



ごみの分別帳で捨て方をすぐに検索！

資源物回収所を地図上で確認！

### 燃やせるごみ（青字の指定袋）

燃やせるごみとして出すことができるのは、紙くず、生ごみ、本革類、布類、わりばしなどです。ただし、ティッシュや菓子などの紙箱、トイレットペーパーの芯、はがき、封筒、カレンダーなどは雑がみとして資源物回収所またはWiークエンドリサイクルに出てください。また、生ごみは庭や畑に埋めたり堆肥化するなどにより、ごみの減量・再資源化にご協力をお願いします。

広告

ダンボール、新聞、雑誌などの資源物がありましたらお気軽にお問い合わせ下さい！



宝資源開発株式会社 Tel.0268-23-8707



上田営業所 〒386-0037 長野県上田市常磐城字建459-1

## ■**■マーク付きプラスチックごみ(緑字の指定袋)**

マーク付きプラスチックごみとして出すことができるのは、マークの表示がある食品トレイやカップ麺の容器、発泡スチロール、菓子等の袋などの容器包装プラスチック類です。必ず中身を使い切り、汚れを取り除いた状態で、直接指定袋に入れるようにしてください。

## ■**燃やせないごみ(赤字の指定袋)**

燃やせないごみとして出すことができるのは、金物類、合成皮革・ゴム・プラスチック製品、ガラス・陶磁器類、小型家電などです。スプレー缶やライターなどの「危険ごみ」、及び電池やリチウム電池などの「有害ごみ」は、火災事故防止のため、燃やせないごみには絶対に入れないとください。「危険ごみ」及び「有害ごみ」は資源物回収所かウィークエンドリサイクルに出してください。

## ■**資源物、危険・有害ごみ**

資源物として出すことができるのは、びん類、缶類、ペットボトル、紙類(新聞紙、チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、雑紙)、布類です。危険・有害ごみとして出すことができるのは、スプレー缶、カセットボンベ、ライター、水銀体温計、蛍光管、電池です。

## **上下水道**

### ■**水道を使用したいとき、やめるとき**

問<sup>□</sup> 上下水道局料金センター ☎22-1313

転入などで水道を使用したいとき(使用開始)、転出などで水道の使用をやめるとき(休止)、または名義を変更したいときは手続が必要です。

事前に料金センター☎22-1313へご連絡ください。使用開始の際は開栓手数料1,000円が必要となります。

使用開始・休止のお申し込みはWebサイトからもできます。ホームページをご覧ください。

### ■**上水道料金、下水道使用料**

問<sup>□</sup> 上下水道局料金センター ☎22-1313

水道メーターの検針は、2か月に一度、地区により奇数月か偶数月に行います。この検針結果に基づき、2か月分の料金を検針の翌月に納めていただきます。お支払いは便利な口座振替をお勧めします。

### ■**水道の工事、トイレの水洗化をしたいとき**

問<sup>□</sup> 上下水道局サービス課 ☎75-1092

水道工事をするときは、市指定給水装置工事事業者へ、またトイレの水洗化工事をするときは、市下水道指定工事店へお申し込みください。これらの指定工事店等の一覧は、市ホームページで確認できます。

## ■**宅地内の水道・下水道の修理**

問<sup>□</sup> 上下水道局サービス課 ☎75-1092

宅地内の漏水、凍結、蛇口等の破損、水洗トイレなどの排水のつまり、器具等が故障したときは、工事を行った業者または前記の指定工事店等を確認のうえ、直接お申し込みください。

※塩田地区・川西地区の一部の県営水道地域にお住まいの方の上水道のことに関しては、ヴェオリア・ジェネットツ(株)(県営水道業務受託会社☎29-0810 フリーダイヤル0120-971-124)へお問い合わせください。ただし、下水道のことに関しては上記のとおりです。

## **し尿・合併浄化槽・家庭雑排水汚泥**

問<sup>□</sup> 市役所環境政策課 ☎23-5120

### ◆**各地域自治センター**

丸子 市民サービス課 ☎42-1216

真田 市民サービス課 ☎72-0154

武石 市民サービス課 ☎85-2312

### ■**し尿のくみ取り**

くみ取り式トイレを使用しているお宅は、収集の申し込みを市の許可業者に直接連絡してください(市の許可業者はホームページをご覧ください)。し尿くみ取り料金は、収集業者に直接お支払いください。

### ■**雑排水汚泥の収集、処理槽の清掃**

家庭雑排水汚泥の収集、処理槽の清掃は、市の許可業者に直接連絡してください(市の許可業者はホームページをご覧ください)。雑排水汚泥収集料金は、業者に直接お支払いください。

家庭雑排水汚泥処理槽の清掃は、おおむね3~4か月に1回実施してください(処理する排水の汚れ度合いにより、清掃頻度は変わります)。

### ■**合併浄化槽を設置するとき、使用を止めるとき**

合併浄化槽を設置する場合、下水道への接続等により使用を止めた場合、または名義を変更した場合は、市の窓口へ届け出をお願いします。また、法定検査、保守点検及び清掃は適正に行ってください。

### ■**くみ取りトイレから水洗トイレに切り替えるとき**

くみ取りトイレから水洗トイレ(下水道や合併浄化槽)に切り替えをするときは、必ず、し尿または家庭雑排水汚泥のくみ取り及び不要となる処理槽の清掃を、し尿、雑排水それぞれ、市の許可業者に直接連絡して実施してください。

## 建物の新築・増築・改築等

問 市役所建築指導課 ☎ 23-5430

### 申請

都市計画区域内では、確認申請書の提出が必要です。4m未満の道路に接している敷地は、道路後退が必要となります。

都市計画区域外は、工事届を提出してください（用途、規模、構造により確認申請が必要な場合があります）。

### 建物を解体するとき

解体工事を行う場合、一定規模以上の建物については、建築基準法と建設リサイクル法に基づいて事前の届け出が必要です。

### 木造住宅の耐震診断と

#### 耐震改修工事等の補助について

地震の発生に備え、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅を対象に、無料の耐震診断及び耐震改修工事等に要する費用について、一定の補助金を交付します（詳しくは、お問い合わせください）。

## ブロック塀等除去の補助

問 市役所建築指導課 ☎ 23-5430

ブロック塀等の倒壊による通行人の被害を防止するため、道路沿いの危険なブロック塀等の解体に対して補助します（詳しくはお問い合わせください）。

## 市営住宅

問 長野県住宅供給公社上田管理センター

☎ 29-7010

問 市役所住宅政策課 ☎ 23-5176

募集は、年4回行い、抽選によって入居者を決めています。市営住宅の家賃は、申込者及び同居親族の所得の合計額等に応じて決められ、月末に口座引落しされます。また、共益費、電気・ガス・水道料金、自治会費等は、入居者の自己負担となります。

### 募集団地

募集する団地・居室は、募集時期に市広報及びホームページに掲載します。

### 広告

#### ペット美容室・ペットホテル

シッポをふってまた来なくなる美容室を目指して！

#### ポチとタマ

安心して可愛いペットを預けることが出来るアットホームなペット美容室・ペットホテル（個室あり）です。店内をライブカメラで公開しています。「ポチとタマ上田」で検索!!

■上田市中央東1-12

**TEL: 0268-27-2745**

■営業時間/8:30~18:00 ■定休日/年中無休

■URL:<http://www.pochitama.jp>



■動物取扱業登録/保管第8-02019022

滝田麗美

■有効期間:令和4年8月10日~

令和9年8月9日迄

P あり(3台)

### 入居者資格

次の要件をすべて満たしている方が、申し込みすることができます。

- ①申込者が上田市民であるか、または上田市内で働いている方
  - ②持家がなく、住宅に困窮している方
  - ③市税等の滞納がない方（ただし、徴収の緩和制度の適用や滞納処分の停止が確認できる場合を除く）
  - ④家族（婚約者も含む）で入居できる方（ただし、一定の要件を満たせば、単身入居も可能です）
  - ⑤申込者及び同居親族が暴力団員でない方
  - ⑥世帯の所得の合計が一定基準以下の方
- 詳しくは、お問い合わせください。

### 申込時に必要なもの

市営住宅入居申込書のほか、住民票などの添付書類が必要です。

添付書類の詳細はお問い合わせください。

## 墓地・霊園

問 市役所環境政策課 ☎ 23-5120

### 各地域自治センター

■丸子 市民サービス課 ☎ 42-1216

■真田 市民サービス課 ☎ 72-0154

■武石 市民サービス課 ☎ 85-2312

### 墓地経営の手続き

墓地の新設、拡張、廃止など墓地の経営等には市長の許可が必要です。事前にご相談ください。

### 市営霊園利用者の方へ

上田市霊園（諏訪形地籍）・塩尻霊園（下塩尻地籍）・上野霊園（上野地籍）・丸子霊園（上丸子地籍）・真田古城霊園（長地籍）で碑石建立・改修工事や埋蔵、承継等を行う場合は、必ず事前に所定の手続を行ってください。

## 動物の飼育

問 市役所環境政策課 ☎ 23-5120

### 各地域自治センター

■丸子 市民サービス課 ☎ 42-1216

■真田 市民サービス課 ☎ 72-0154

■武石 市民サービス課 ☎ 85-2312

### 動物の飼育は、愛情とマナーをもって

飼育動物に関する理解を深め、正しく飼養することにより、人と動物が共存する潤い豊かな地域社会を築き、動物愛護の意識を高めましょう。

## ●犬を飼われている方へ

生後3か月（91日）以上の飼い犬は、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法で義務付けられています。飼い犬を散歩させるときは、リードを付け、必ず「ふん」を回収し、持ち帰りましょう。飼い主や住所が変更になったなど、登録事項に変更があったときは、届け出が必要となります。飼い犬の登録に関する届け出は、市役所環境政策課または丸子・真田・武石の各市民サービス課へ、また、注射済票の交付申請は全ての支所にて受付できます。

## ●犬が死亡した場合

飼っていた犬が死亡した場合は、市役所環境政策課または各地域自治センターへ届け出が必要です。犬・猫等のペットの火葬をご希望の方は、大星斎場（☎22-0983）または依田窓斎場（☎42-4851）へお問い合わせください。

## ●猫を飼われている方へ

感染症の予防や、他人の土地を荒らしたり、糞尿等で汚したりしないため、不妊・去勢手術を施し、屋内飼養に努めてください。

## ●飼い主のいない猫でお困りの方へ

糞尿被害等のトラブルの軽減に向け、飼い主のいない猫を地域住民の皆さんで地域猫として適正に管理する方法もあります。地域猫の取組み方法については、市役所環境政策課または上田保健福祉事務所（☎25-7153）へお問い合わせください。

## 消費生活相談等

### ■消費生活の相談は、上田市消費生活センターへ

問 ☎ 上田市消費生活センター ☎ 75-2535

上田市大手一丁目11番16号 上田市役所本庁2階

上田市消費生活センターは、上田市が運営する、消費者のための相談業務を行う機関です。消費者が商品を購入したりサービスを利用した際に事業者との間で生じるトラブルについての相談と啓発を行っています。

### ●相談時間：9時～12時、13時～16時

土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みとなります。

### ●時間外の相談

16時以降または土・日曜日や祝日は、電話番号（局番なし）188（消費者ホットライン）にご相談ください（平日17時まで。土・日・祝日は10時～16時まで）。

### ●どんなことを相談できるの？

- ①商品やサービスの契約に関するトラブルの相談
- ②消費生活に関する疑問、問い合わせ
- ③製品事故など生活に関わる安全・安心に関すること。
- ④助言…問題解決に導くアドバイスをし、消費者本人が交渉するための支援をします。
- ⑤あっせん…高齢であるなど、消費者自身が事業者と話し合って解決することが難しい場合に、消費者と事業者の話し合いによる解決のための支援を行います。
- ⑥情報提供…消費者からの問い合わせに対して可能な範囲での情報を提供します。専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

### ■多重債務のお悩みは早めにご相談ください。

多重債務とは複数の金融業者から自分の支払い能力を超えたお金を借りて、返済ができなくなることです。お金を借りるとき、またはクレジットカードでの買い物をするときは、金利、手数料、毎回の支払額、支払総額を必ず確認しましょう。多重債務問題は身近に起きた問題です。まずは、ご相談ください。

### ●多重債務無料相談窓口

- ・日本司法支援センター（法テラス）無料法律相談 ☎ 0570-07-8374

相談時間：平日 9時～21時、土曜日 9時～17時  
※ご利用には、収入や資産が一定程度以下であることなどの要件があります。

- ・関東財務局長野財務事務所 多重債務者向け無料相談窓口 ☎ 026-234-2970（直通）

相談時間：月～金曜日 8時30分～12時  
13時～16時30分

- ・長野県弁護士会・クレサラ無料法律相談 ※要予約

相談時間：毎週金曜日 15時～17時（1人30分）

相談場所：各法律事務所

- ・予約受付：上田在住会事務局 ☎ 0268-27-6049  
月～金曜日 9時30分～17時